

H15.2.24

H15.5.20一部改正

H15.11.25一部改正

H16.2.6一部改正

H18.4.1一部改正

H29.8.23一部改正

## Do-it会則

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この地域貢献活動団体（以下、団体）を、「Do-it」と称する。

#### (活動場所)

第2条 この団体は主たる活動場所を兵庫県加西市北条町北条28番地 アスティアかさい3階  
地域交流センターとする。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この団体は播磨地域に住所地を置く若い世代に対して、主にダンスやアートを媒体  
としたまちづくり活動に関する事業を行い、地域の発展に寄与することを目的とす  
る。

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条に基づき同  
法別表中次に掲げる各号複数の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) まちづくりの推進を図る活動

(4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(5) 子どもの健全育成を図る活動

(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障がい者、子ども、女性、高齢者向けの芸術文化支援
- ② アートや主にダンスを媒体にしたまちづくり活動やその支援活動に係る事業
- ③ その他、ダンスを通じて地域の活性化に貢献する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この団体の会員は次の3種とし、スタッフを持って団体の会員とする。

- (1) スタッフ この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポートスタッフ この団体の目的に賛同して事業サポートする個人及び団体
- (3) 賛助会員 この団体の目的に賛同して団体を支援する個人及び団体

(入会)

第7条 スタッフの入会については特に条件を定めない。

- 2 スタッフとして入会しようとするものは、代表が別に定める入会申し込み書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 サポートスタッフとして団体の事業を支援しようとするものは、代表が別に定める支援申し込み書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由のない限り、支援を受けることを拒否できない。
- 5 代表は、前項のものを受け入れること拒否するときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 スタッフが次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又はスタッフである団体が消滅したとき。
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 スタッフは、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 スタッフが次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、そのスタッフに対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 (役員)

第12条 この団体に代表者として次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 監事 1人

(選任等)

第13条 代表は総会において選任する。

(職務)

第14条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、総会により臨時代表を互選しその職務を代行する。

(任期)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

第18条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、スタッフをもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則等の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は毎年4回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認め招集の請求を招集の請求をしたとき。

(2) スタッフ総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知するか、団体のホームページ（以下、HPとする。）に所定の事項を掲載し少なくとも14日前より情報発信しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席したスタッフの中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、スタッフの2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席したスタッフの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第26条 スタッフの表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できないスタッフは、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他のスタッフを代理人として議決を委任することができる。

3 前項の規定により表決したスタッフは、前2項及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有するスタッフは、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) スタッフ総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(会費)

第28条 この団体の会費は次の各号とする。

スタッフ 3,500円     サポートスタッフ 0円

賛助会員 一口 5,000円

(その他)

第29条 この会則に定めのない事項は、総会において随時別に定める。

付 則

(施行期日)

この会則は、平成15年2月24日から施行する。

この会則は、平成15年5月20日から施行する。ただし、ワークショップ運営（ストリート・ジャズ・カポエラ）については平成15年12月1日までの期日（使用予約が平成16年3月までの予約のみ）については変更前規定を一部採用する。

この会則は、平成15年11月25日から施行する。

この会則は、平成16年3月6日から施行する。

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

この会則は、平成29年8月23日から施行する。